

知多市総合教育会議の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づく知多市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項について、同条第9項の規定により定めるものとする。

(会議の構成)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議の協議事項)

第3条 会議は、次の事項を協議する。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(会議の招集)

第4条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとする場合は、教育委員会に次のことを通知する。

- (1) 日時
- (2) 場所
- (3) 会議において協議する事項

2 市長は、教育委員会に会議の招集を通知した場合は、遅滞なく、知多市のホームページにて会議の開催に関する事項を公表する。ただし、会議を非公開とする場合は、この限りでない。

3 会議を非公開とすることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合
- (2) 次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める場合

(会議)

第5条 会議は、市長がその議長となる。

2 会議には、次の者を出席させることができる。

(1) 関係者又は学識経験を有する者

(2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める者

3 市長及び教育委員会は、会議において事務の調整が行われた事項について、その調整の結果を尊重するものとする。

(議事録)

第6条 市長は、法第1条の4第7項の議事録に次に掲げる事項を記載する。

(1) 開会及び閉会に関する事項

(2) 出席者の氏名

(3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 市長は、議事録を作成した場合は、遅滞なく、知多市のホームページにてこれを公表する。ただし、会議を非公開とした場合は、この限りでない。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、教育部学校教育課に置く。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。